

林野火災 注意報・警報とは…

今年2026年（令和8年）1月から、林野火災が発生・延焼しやすい季節や気候になると、全国の自治体で「林野火災注意報」もしくは「林野火災警報」が発令されるようになりました。

これは乾燥と強風で山火事が発生するのを防ぐためのものであり、**警報が発令されると、たき火やキャンプファイヤーや花火などを行う際の制限、農業においては剪定した枝や落葉を燃やす（野焼き）行為は「禁止」となります。**

「林野火災注意報・警報」とは具体的にどういったものかまとめてみました。

図1



林野火災とは？

森林や農地などに被害が及ぶ可能性のある火災、一般的に「山火事」などと呼ばれています。林野火災は、年間を通して発生しますが、特に3月～5月にかけての時期に多く発生しています。(図1参照)



「林野火災注意報・警報」 実施に至る背景

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が大規模なものとなりました。それを受けて、制度の検討が進められ、今年の1月から注意報や警報が全国の自治体からは発令されるようになりました。山間部など消防隊の立入の難しい場所で発生しやすく、消火活動が困難な場合が多く、発生すると急速に延焼が広がる林野火災は、人命が失われたり、住宅被害、森林も破壊されたりします。

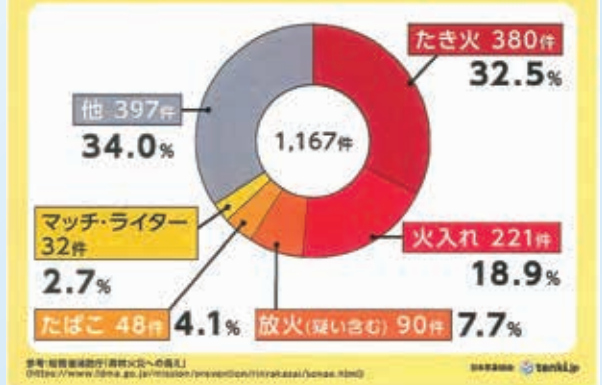
春に林野火災が集中する理由

- ① 春の野山は雪解けが進み空気が乾燥し地面に落ち葉が堆積していることから、火事が燃え広がりがやすい環境になっている。
- ② 農作業が始まり枯れ草やりんごの剪定枝を燃やす。害虫駆除のために水田周りのあぜ道の野焼きなど火を扱う作業が増える。
- ③ 春は年間で最も空気が乾燥して風が強いので、着火しやすく燃え広がりやすい。

⚠ 発令基準 ⚠

名称	発令基準	罰則
注意報 (当日の気象状況にもよる)	① 前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 ② 前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報 (①・②のいずれか)	なし
警報	林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されている場合	あり※

林野火災の出火原因 (令和2年～6年の平均)



林野火災の出火原因としては、たき火や火入れ、放火（疑い含む）などの人的要因が多いため、取り扱う人、一人一人が注意を払うことで防げると考えられます。

「林野火災注意報・警報」発令基準

毎年1月1日から5月31日までの期間に発令されます。

注意報発令基準は、

直前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、直前30日間の合計降水量が30ミリ以下、もしくは乾燥注意報が発令されている。

警報発令基準は、

注意報に加えて、強風注意報も発表されること。

林野火災が発生しやすい危険な時は、たき火や屋外での火の利用は控える努力も必要です。また、警報が発令されている際は30万円以下の罰金または拘留に課せられる場合もあります。（消防法第44条第1項）

「林野火災注意報」発令時制限される行為

注意報や警報が発令していたらどんなことに気を付けたらよいか？

- 山林、原野において火入れをしないこと。（野焼き、火を使った土壌消毒や殺虫）
- 花火や火遊び又はたき火を行わないこと。
- 爆発しやすい物や落葉など燃えやすい物の近くで喫煙しないこと。
- たばこの吸い殻を含む残り火、火の粉をきちんと始末すること。

※ どんと焼き等の伝統行事であっても火の粉が飛散する行為は制限対象になります。

※ **バーキュー台、七輪、ガス器具など（火の粉が飛散しないものは制限対象外となります。）**



【まとめ】

林野火災防止のために、次の点を注意しましょう。

- 乾燥・強風時は、無理に火を使わない。
- たき火や火入れは複数人で作業する。
- 火から目を離さない。
- 消化用の水の準備をしておく。
- 使用後は完全に消火したか確認
- たばこの投げ捨て、火遊びはしない。

林野火災の発生が多くなってきたので、注意報や警報が出ているときだけではなく、火を取り扱う時には、いつも以上に注意して作業に当たりますように。

